

小規模事業者の皆さんを応援します。

入善町小規模事業者経営改善資金融資利子助成を創設しました

町内の中小企業者が、日本政策金融公庫から小規模事業者経営改善資金（マル経融資）の融資を受けた場合、支払い済みの利子について助成金を交付します。

● 補助対象者

- ・平成25年4月1日以降にマル経資金の融資を受けていること
- ・入善町内に事業所を有すること
- ・町税を滞納していないこと

● 利子助成金の額及び交付対象期間

- ・資金の借入額に対する利子相当額の2分の1以内
- ・助成金の交付対象期間は、当該融資を行った日から起算して2年間に支払う利子

● 申請方法

助成金の申請は、前年度中に支払った利子に係るものを、申請年度の5月末日までに行ってください。
提出する書類は以下のとおりです。

- (1) 様式第1号「小規模事業者経営改善資金利子助成金交付申請書」
- (2) 商工会の発行する支払済額証明書及び返済予定表の写し
- (3) 町税滞納有無調査承諾書
- (4) 請求兼振込依頼書
- (5) 債権者登録申請書(町に登録のない方のみ提出)

■ 問い合わせ先

入善町役場 キラキラ商工観光課 商工振興係
〒939-0693

富山県下新川郡入善町入膳3255番地

TEL 0765-72-1100(内線323)

FAX 0765-74-2108

【URL】<http://www.town.nyuzen.toyama.jp>

入善町小規模事業者経営改善資金利子助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内の中小企業者が、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）から小規模事業者経営改善資金（以下「マル経資金」という。）の融資を受けた場合において、経営の安定を図るため入善町小規模事業者経営改善利子助成金（以下「利子助成金」という。）を交付することに関し、入善町補助金等交付規則（昭和35年入善町規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(利子助成金の交付対象)

第2条 町長は、次の各号の要件をすべて満たす者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

- (1) 平成25年4月1日以降にマル経資金の融資を受けていること。
- (2) 入善町内に事業所を有すること。
- (3) 町税を滞納していないこと。

(利子助成金の額及び交付対象期間)

第3条 利子助成金の額は、マル経資金の借入額に対する利子相当額の2分の1以内とする。ただし、当該融資の返済の遅延に伴って生じた利子の増額分は対象としない。

- 2 前項の利子助成金の交付対象期間は、当該融資を行った日から起算して2年間に支払う利子とする。ただし、当初の融資契約に定めた定期償還以外の返済に係るものを除く。

(交付申請)

第4条 利子助成金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を町長に申請しなければならない。

- (1) 小規模事業者経営改善資金利子助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 商工会の発行する支払済額証明書及び返済予定表の写し

- 2 前項の申請は、前年度中に支払った利子に係るものを、当該年度の5月末日までに行わなければならない。

(交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による利子助成金の交付申請があったときは、これを審査し、その結果を入善町小規模事業者経営改善資金利子助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(交付決定の取消及び助成金の返還)

第6条 町長は、虚偽その他不正の行為により利子助成金の交付決定を受けた者がいると認める場合は、その者に対し交付決定を取り消すことができる。

- 2 町長は、前項の規定により利子助成金の交付決定を取り消した場合にお

いて、既に利子助成金が支払われているときは、期限を定めて、利子助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(適用の特例)

2 この要綱は、平成25年4月1日以降にマル経資金の融資を受けた者に適用する。